

## 2020 年度の振り返りと 2021 年度の方針

昨年度の総会資料を確認すると「2020 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組むことを前提とした社会に向き合うことからはじまりました。」と書いています。まさしく、2020 年度は新型コロナウイルスの影響を受け続けた 1 年間となりました。各地の集落、地域組織への影響は勿論のこと、緊急事態宣言などが発出されている際には会議などの開催も難しく、また、研究員・調査員に在宅勤務をしてもらうようになるなど、仕事のやり方も変化しました。元々、県北と県南に事務所が分かれている関係で、オンラインでのやりとりもいくらかはありましたが、それが日常化したことは内部のコミュニケーションにおいてプラスの面があったと感じています。地域においてもオンラインの導入により若い世代が会合に参加しやすくなったなどの声もあり、今後、対面とオンラインをうまく使い分けていくことは地域活動においても変化につながるにではないかと感じております。

総会資料の中で、2020 年度のテーマとして「初心に戻りそれをアップデートする」と書いています。前半に思うように動けない時期を過ごす中で、いくつかの「初心に戻る」活動と共に「これまでを棚卸しする」取り組みを行いました。その 1 つがアニュアルレポートの作成です。これまで調査研究や支援活動に関するレポートなどは成果報告会などで公開しておりましたが、あらためてこれまでの 7 年間の振り返り、その成果をまとめる作業は私たち自身の立ち位置や大切にしてきたことを再確認することになりました。そして、何より、これまでお世話になってきた方々とのことを思い起こすことができ、多くの方々と関りを持たせていただいたことを再確認しました。本当にありがたく、あらためて感謝申し上げます。

もう 1 つがこれまでの経験で培ったものを還元するためのセミナーの開催です。地域に伺い、自ら地域に取り組む力や意思が引き出されていくこ

とを支えさせていただく、エンパワメントやファシリテート、コーディネート、そしてその意思を引き出し行動につながるための調査について、それぞれの場面で気を付けていることなどを整理し、それを「集落ファシリテーター」と名付けオンラインでの研修をさせていただきました。全国各地から同志ともいえる方々にお集まりいただき、研修を開催できたことは私たちにとって大きな可能性を感じるものでした。

各事業においては、県内自治体の皆さまと協働し、各地の支援に取り組ませていただきましたが、以下の 3 つが新しい動きであったかと思えます。1 つは「地域内外連携移動&移動販売 5.0」です。コロナによる影響の中であらためて移動販売の価値が見つめなおされる時だと考え、その経営持続と他地域・他業との連携によるサービス向上の可能性を探っています。まだまだ可能性を探っている段階ですが、このコロナ禍だからこそ取り組むべき価値を感じています。2 つ目が「金融機関調査」です。高梁川流域学校から倉敷市と協働で取り組まれている流域圏の SDGs 推進事業の一環として委託をいただいたものですが、地域の土地や建物などが相続などにより分散化してしまう状況下、どう地域に残すのかという問題意識を持っている中で、金融機関の皆さまとの可能性を感じる調査となりました。この「地域の土地や建物などを地域で守る」取り組みについては別の形で本年度も取り組みを行います。3 つ目は「高校地域コーディネーターに関する提言」です。県内各地の高校で地域コーディネーターを務める方々と話し合いを重ね、より効果的に、そして職業として安定したものとなることを目指し県教育長に提言をさせていただきました。

こうした 1 年を踏まえ、2021 年のテーマは「挑戦と連携の幅を広げ深める」です。役員改選期でもあり、新たな力を得ながら取り組んでいきますので、今年度もどうぞよろしく願いいたします。

代表執行役 石原達也

# 1. 2020(令和2)年度(第8期)事業報告および活動決算について(議案第1号)

## 1) 事業報告書(案)

### [定款の事業名] 個人・家族の課題解決の仕組みづくり支援事業

#### [事業内容] 生活を支える機能開発に関する調査・検証

集落に暮らす人(個)が安心して暮らすことのできる仕組み構築を目指し、これまでの取り組みの評価検証により(上山みんなのモビリティプロジェクト評価事業)、「住民自らが能動的に取り組むことが、事業を継続し社会の変化に対応しうる地域をつくる」点を可視化した。さらにコロナ影響下において変化が加速すると予想される集落における生活の課題を整理し、今後進めるべき方針を検討した。その結果インフラとしての移動販売を活用し先進技術を取り入れる新しい仕組みの構築の可能性を検証するための実態調査と、社会的課題に取り組む投融資の活発化による地域の自律的好循環の形成に向けたアセスメントを行った。

[実施日時]令和2年4月1日～令和3年3月31日

[実施場所]美作市上山地区・吉備中央町及びその周辺・高梁川流域

[従事者の人数]13人

[支出額]2,072(千円)

#### ▶上山みんなのモビリティプロジェクト評価事業

平成28年～令和元年に実施した「上山集落みんなのモビリティプロジェクト※」の評価で、作成した資料を活用してトヨタモビリティ基金担当者研修を実施した。

※100歳を過ぎても暮らし続けられる地域を目指し、課題や生活者のニーズを明らかにし、地域住民が主体となって解決し始めをサポートするプロジェクトで、トヨタモビリティ基金の助成が終了した今も住民が主体となって継続している点が評価されている。

パートナー：トヨタモビリティ基金

#### ▶ポストコロナ時代の地域内外連携移動&移動販売5.0実現に向けた実態調査

中山間地域の生活を支えるための機能維持の観点から、移動販売等現状の調査、移動販売業者及び住民へのヒアリング及び、パイロット事業を企画した。

パートナー：トヨタ財団・NPO法人英田上山棚田団・上山移動スーパー・移動スーパーロンドン

#### ▶地域資源の稼ぎづくりのための金融機関調査

社会的課題に取り組む事業への投融資の活発化等による地域の自立的好循環の形成に向けた手法の研究を目的に研究会の開催、地元金融機関へアンケート調査を実施し、社会的課題に取り組む事業への投融資促進の研究会を企画した。

パートナー：一般社団法人高梁川流域学校

**[事業内容]地域に暮らす中高生の人材育成**

地域に暮らす中高生が地域を知り、地域に役立つことで、自身の成長の糧になることを目的に、美作管内の高校と連携して、生徒と地域のマッチングを図り、高校生の地域資源を生かした企画運営チャレンジをサポートした。また、こうした取り組みを支援する「高校生地域コーディネーター」の仕組みをより有効に機能するための提言をまとめ、提出した。

[実施日時]令和2年4月1日～令和3年3月31日

[実施場所] 美作県民局管内 ソシオ一番街・銀天街・元魚町

[従事者の人数]6人 [支出額]1,599(千円) [受益対象者の範囲及び人数] のべ600人

**▶高校生と地域との「県北のうまいもん大集合！うまいもん商店街！」の企画・運営**

管内の7校及び地域と調整し、高校生の実行委員会のメンバーを招集し、会の運営をコーディネートし上記地域応援イベントを行った。コロナ禍での開催ということで、来場者の受付を設け、検温、消毒、マスク着用の徹底、及びコロナ接触確認アプリの活用を呼び掛けた。来場者数約450～500人 出店地域・店舗(17) 参加高校生7校より述べ98人参加



高校生実行委員会メンバーが記者発表  
においてイベント PR 10/29 山陽新聞



地域の未来を共に創ろう！  
集落×高校生のアクションフォーラムチラシ

：美作県民局及び管内の地域（津山市高倉地区、津山市城西地区、美作市上山地区、西栗倉村他）、津山東高校、津山工業高校、美作高校、作陽高校、林野高校、津山高校、津山高専

**▶学校における地域コーディネート活動**

津山東高校（主に2年生）や津山中学（主に1年生）の総合的な探求の時間を活用したフィールドワーク先の調整や授業サポート、地域運営組織と連携した企画の実施フォロー・取材レポートのサポートや指導・講評を行った。：津山東高校、津山中学校、上加茂地区・高倉地区・中谷地区

**▶「地域コーディネーターのあるべき姿」に関する提案書**

地域コーディネーターという仕組みが有効に機能するために、地域コーディネーターと高校、派遣元となる組織の3者の立場に属するメンバーと計11回協議し、「地域コーディネーターのあるべき姿」と「それが実現できる環境づくり」について提言書をまとめ、県教育長に提出した。



2020年10月24日山陽新聞

：地域コーディネーター有志、高校教員有志、教育系NPO有志

## [定款の事業名] 集落・組織の課題解決の仕組みづくり支援事業

### [事業内容]自治体の地域運営組織等支援体制の把握及び推進支援事業

岡山県内主に美作県民局管内の各自治体の地域運営組織体制構築の推進に係る支援として、県内外の地域運営組織形成支援の状況把握を行った。また行政の支援体制整備を加速させるために、担当課を超えた連携のための情報収集やワークショップ・研修会による地域状況の把握や仕組みの検討、地域へのアウトリーチ手法のノウハウ提供及び検討を行った。また、市町村サポート体制支援として、モデル的な地域の運営拠点形成に関する地域計画づくりサポートも行った。

[実施日時]令和2年4月1日～令和3年3月31日

[実施場所]美作県民局管内および新見市上熊谷地区

自治体：美咲町・鏡野町・備前市・笠岡市・瀬戸内市・浅口市

[従事者の人数]11人 [支出額]14,585(千円)

[受益対象者の範囲及び人数] 自治体担当者 17+地域住民(地域運営組織メンバー)150人

#### ▶美作県民局管内の自治体を対象とした地域運営組織推進

昨年度に続き、美作圏内の自治体に対してヒアリングを行い、必要な自治体担当課（特に美作市と久米南町）に対して庁内支援体制構築のためのアセスメントや勉強会を実施(10回)した。

パートナー：美作県民局

#### ▶美咲町版小規模多機能自治推進のための総合的支援

美咲町内13のまちづくり協議会が課題解決型の取り組みを推進するため、庁内連携体制づくり(戦略会議7回 課題共有会議3回)・地域まちづくり会議(地域代表者会議4回)の運営・個別に4地域の支援を行った。

パートナー：美咲町



庁内課題共有会議の様子



倭文西まちづくり協議会会議の様子



地域運営会議の具体を体感するための視察をコーディネート(倭文西⇒津山市上加茂地区)

#### ▶瀬戸内市地域自治組織推進支援



新しい地域自治組織の制度づくりのための仕組み設計支援、地域代表者による委員会実施サポートや、市職員への協働研修実施支援及び、邑久地区など先行的な地域の取り組みを支援した。

パートナー：瀬戸内市

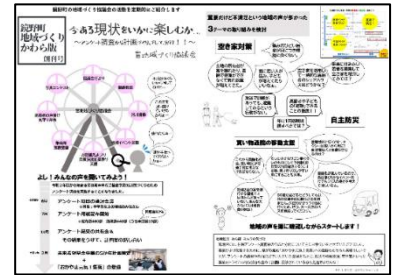




▶浅口市協議会型住民自治組織等地域への支援体制の改善に向けた支援  
関係各課を中心とした市職員が協働・庁内連携の理解を深め、実践  
的な地域課題の解決ケースを検討するための研修会（6回）で情報の  
共有を行い、今後に向けた仕組み改善提案を行った。 : 浅口市



▶鏡野町地域づくり協議会の状況把握・運営支援及び支援改善提案  
鏡野町内 12 の地域づくり協議会の地域づくり支援改善に向けて、  
11 回の内部戦略会議や町長との共有や改善提案及び職員研修を  
行った。地域に対しては、8 地区に対してのべ 14 回のヒアリング  
とのべ 23 回の会議参加及びサポートを行い、地域カルテを更新  
し、さらに 3 地区の課題解決の取り組みに向けた伴走支援を行っ  
た。コロナ禍で地域活動やそれに向けた情報収集が難しいことから  
協議会瓦版を作成し、配布と同時に情報収集も行った。



各地域の取り組みを共有するための瓦版

: 鏡野町

▶倉敷市におけるコミュニティ協議会の課題解決型の体制づくり支援  
コミュニティ協議会のあり方等の改善に向けたアセスメントとし  
て、対象範囲である倉敷市内 63 の小学校区の基礎情報(人口構  
造、取り組み等)を整理し、そのうち設置されている 50 のコミュ  
ニティ協議会の事業実施現状を整理し課題の洗い出しを行い、改  
善へ向けた支援策の提案を行った。また、個別地域への支援や協  
議会同士の学び合いを目的とした交流会も実施した。



オンラインによる情報共有を体験するための交流会後に個別地域の ICT 支援につながる

: 倉敷市

▶備前市まちづくり会議(地域運営組織)の推進支援

地域課題の解決に対して、地域内の多様な主体が連携・協働し取り組むための地域の体制づくり  
を目的として、10 の個別地域へ向けた立ち上げ支援や話し合いの場のサポート及び、地域支援を  
おこなう地域担当職員向け共有会の実施支援などを実施した。 : 備前市

▶笠岡市地域運営組織の支援体制改善に向けた支援

市内 24 のまちづくり協議会が課題解決型かつ各種団体の連携による地域づくりを進めるための支援  
として、個別地域への地域計画づくり支援及び、地域支援体制の構築に向けた庁内調査に対するア  
ドバイスを行った。 : 笠岡市

▶地域課題解決の拠点形成のための計画づくり支援

岡山県の推進する「生き生き拠点」のモデル地区として新見市上熊谷地区を対象に「上熊谷まちづ  
くり計画」の策定を通して、ワークショップ（4回）による現状と課題の洗い出し、及び拠点計画  
策定を支援した。 : 岡山県・新見市

## [事業内容]集落支援

まちづくり協議会・住民自治協議会等、相談のある地域を中心に、計画づくりや設立支援などを実施し地域の主体づくり・組織体制づくり・計画づくりに寄与した。地域自らの相談を経て事業化に至る場合においては、前向きに課題解決しようとする地域の取り組みはじめのサポートや新たな課題の解決に対して共にチャレンジしており、先駆的な他地域の参考となるケースも生み出されている。特に8期では空き家課題解決に向けた伴走支援やコロナ状況下における新しいやり方へのチャレンジが目立った。

[実施日時]令和2年4月1日～令和3年3月31日

[実施場所]津山市(全体・田邑・新加茂・佐良山・院庄・上加茂・阿波)、  
倉敷市(全体・川辺)、井原市(大江・芳井・野上)、備前市(神根本・鶴海)、  
京都府京丹後市(弥栄町)・赤磐市  
津山市、浅口市大谷、井原市(野上)、久米南町山手

[従事者の人数]7人 [支出額]9,266(千円) [受益対象者の範囲及び人数] 2,000人

### ▶津山市地域づくりサポートセンターの運営

自主事業として利用者のニーズに沿ったテーマで「ゆんたくする会」を5回実施。令和2年度の来所者数は延べ707名。相談件数は延べ37件。

(平成30年10月～令和2年3月までの延べ来所者数は2,041名)

(令和3年度より津山市直営)

パートナー：津山市



### ▶田邑地区自治振興協議会（津山市）

まちづくり活性化協議会の主体形成にかかる会議進行サポート（計7回）ならびに先進地視察調整サポートを行った。



### ▶新加茂地区まちづくり協議会（津山市）

住民自治協議会のアクションプラン作成に向けた地域づくり座談会の運営サポートならびに役員会議でのアドバイス（計14回）を行った。

### ▶佐良山自治協議会（津山市）

住民自治協議会の主体形成にかかる会議進行サポートならびにワークショップ運営サポート（計15回）を行った。



### ▶院庄まちづくり協議会（津山市）

まちづくり協議会の役員会議にかかる戦略打合せ（計5回）ならびに津山市内の住民自治協議会との交流会実施サポート（計2回）を行った。

### ▶大江地区まちづくり協議会（井原市）

昨年度まちづくり次世代への継続を目的に行った住民全員アンケートをもとに、その結果の分析と共有、今後の取り組みについての会議(4回)のコーディネートを実施した。

▶NPO 法人スマイルつるみ（備前市）

助け合いやグリーンスローモビリティ等の活動パンフレットの作成支援を行った。

▶神根本地区（備前市）

「これからの神根を考えるつどい」（2回）の企画・運営を行った。

▶弥栄町（京都府京丹後市）

令和元年度までは京丹後市の別地域のアドバイスをしていたが、令和2年度は弥栄市民局支援の補助として、いやさか地域づくり準備会の全員アンケートの実施に向けたアドバイス・調査票監修・アンケート結果の分析と共有会(3回)やそれに向けた企画会議を行った。

パートナー：京丹後市役所・弥栄市民局・弥栄町

▶川辺地区まちづくり推進協議会（倉敷市）

発災後まちづくり協議会の立て直しについて、ヒアリングや戦略会議を行い「町内会どうなっている会」を企画運営してきた。昨年度も月1回の会議をコロナ禍でできる工夫を行いながら、「町内会どうなっている会」を2回行い、川辺地区としてのビジョンや中期計画にまとまりつつあり、今後他団体や各町内会との連携、災害時の連絡等具体的な一人ひとりの行動に結び付きはじめています。



：倉敷市・川辺みらいミーティング実行委員会等

▶赤磐市周匝地区

昨年度に得た情報や資源を基に、地域住民が主体性をもって具体的な取組につなげる支援として、話し合いやワークショップの開催を通じた動きだし支援を行った。

：赤磐市



▶芳井町まちづくり協議会（井原市）

井原市はまちづくり協議会に地域計画策定を義務づけているが、地域だけでの作成は難しいため、令和元年度井原市まちづくり協議会リーダーを対象に、地域計画策定の勉強会を実施した。それを受けて、同年芳井まちづくり協議会内で勉強会を行ったことをきっかけに、事業計画策定に向けたワークショップの企画・運営（全7回）を実施し、地域で話し合いながら地域計画を策定する支援を行った。

▶井原市野上地区※

平成27年度より伴走している野上町まちづくり協議会企画部会への運営サポートに加えて、平成30年度より空き家利活用の取り組みをサポートしてきた。今年度から地域での交流拠点の運営や新しい空き家の発掘や活用については地域で主体的に行っており、当団体は進捗確認や事例整理等を行った。その他、助け合いの移動に関して、しくみの改善に関する勉強会を行い、美甘サポート黒田の仕組みについてのzoomによる講話をコーディネートした。

：岡山県・井原市



### ▶浅口市大谷地区※

参拝者・来訪者の拠点であり参拝通りのシンボルでもあった旧食堂金正館の改修WSと「スペース金正館」の運営に至るサポートを行っていましたが、今年度は進捗確認・事例整理に加え、本ケースをきっかけに映画のロケ地誘致が決定し、活性化の一助となった、今後他の空き家発掘と活用の仕組み検討を地域とともに行う。 : 岡山県・岡山県リフォーム推進協議会・浅口市・(一社)moko`a



### ▶津山市上加茂地区※

平成 29 年度より地域運営組織支援として、話し合い⇒全員アンケートの企画と実施⇒共有会⇒部会の設置とその運営をサポートしており、そのうちの空き家部会に関しては令和 2 年度より取り組みの伴走支援を行っている。空き家把握から高校生も参加しての片付けワークショップ、移住希望者とのマッチングなどが実施できており、空き家の活用も 3 件、それによる移住者も 4 人となっている。



: 岡山県・岡山県リフォーム推進協議会・津山市

### ▶久米南町山手地区/新規就農者に空き家提供

平成 27 年度よりサポートしてきた山手地区において、令和元年度より空き家活用が課題になってきたため、空き家利活用のための取り組み支援を行った。空き家見学や片付け・改修WSやマッチングを行った結果、まず 1 人の新規就農に伴う移住が決定。それを受けて空き家活用オープンハウスを実施したところ、久米南町町内会や周辺地域からの参加が多くあった。結果、令和 2 年度においては、6 軒の空き家発掘、そのうち 3 軒の入居、その他 2 軒の移住者受入があった。コロナ禍における取組ということで、zoom 等を活用し、移住定住の取り組みの他、高齢者サロンにも活用するなど、ICT 活用の幅を広げようとしており、そのための住民アンケートの実施や分析についても協力している。オープンハウス開催・空き家パンフレットの作成。



: 岡山県・岡山県リフォーム推進協議会・久米南町・久米南町地域おこし協力隊・トヨタ財団

### ▶岡山県内集落の空き家課題解等に向けた伴走支援

上記※地区と津山市阿波地区の課題解決に向けた取り組みの一つとして岡山県と協働で空き家課題に関する話し合いの場のコーディネート・動き始めの伴走・方向性や成果の確認、継続に向けた検討などを行い地域での利活用を推進し、上記の成果を得ることができた。また、井原市において「まちづくり協議会連絡会主催の空き家フォーラムの企画・運営」を行い、全市のまちづくり協議会や行政内関係各機関と、こうした成果やプロセスの共有を図った。



: 岡山県・岡山県リフォーム推進協議会・井原市・久米南町・浅口市・津山市



## [ 定 款 の 事 業 名 ] 地 域 を 支 え る 人 材 の 支 援 ・ 育 成 事 業

### [事業内容] 支援者支援

地域を主語とした実践的で効果的な地域支援のプロフェッショナルを目指す担い手の支援やネットワーク化のため、行政や社会福祉協議会、中間支援者等地域の支援者を対象とした勉強会や研修を企画・実施、講師派遣を行った。

[実施日時]令和2年4月1日～令和3年3月31日

[実施場所]鳥取県・中国5県・岡山県・笠岡市

[従事者の人数]8人 [支出額]2,097(千円) [受益対象者の範囲及び人数] 300人

### ▶中間支援組織対象のオンライン研修会

地域組織支援を行う際、これ以上踏み込めない・進め方がわからない、という現場での取り組みをもう一步踏み込んでほしいという、【入門編】は終了した方を対象にした【大切な基本編】として、地域の中で声を聴く取り組みを通じて主体的な動きを作るノウハウや、地域の会長に集まっていたの会議づくりとその立ち上げのノウハウ、そして行政への提案や進め方のノウハウまでの、「踏み込んだ地域支援全体の基本」をお伝えするオンラインセミナーを開催した。

令和元年5月11日

はじめに「踏み込んだ地域支援の範囲と支援者の役割」：石原代表執行役

第一部 『エンパワメントを第一においた個別地域での支援』：三村研究員

第二部 『モデルで終わらないための地域代表者との合意形成』：小野研究員

第三部 『一部署の一事業におさまらない事業立案や庁内担当課間の連携』：阿部首席研究員



本日の趣旨

すごいモデルを作るだけでなく、地域全体の仕組みを変える支援を。

私たちが考える集落ファシリテーターは集落の運営支援や集落と他をつなぐコーディネートだけでなく、集落の在り方を時代にあわせて変わっていくことを、①行政制度、②地域リーダーの意識、③地域の人の意識の3つの段階で促す、ファシリテートをすることを想定しています。今回は基本編として、その3段階で当法人の研究員・調査員がどんな目線でどんな動きをしているかをお伝えします。



### ▶鳥取県「地域ファシリテーター養成研修」(3回)の企画・講師

鳥取県の地域運営組織等との協働の地域づくりに関わる行政職員等を対象に、地域支援のための技能(ファシリテーション能力)を持った担当職員養成のための研修を実施した。

：鳥取県中山間地域政策課



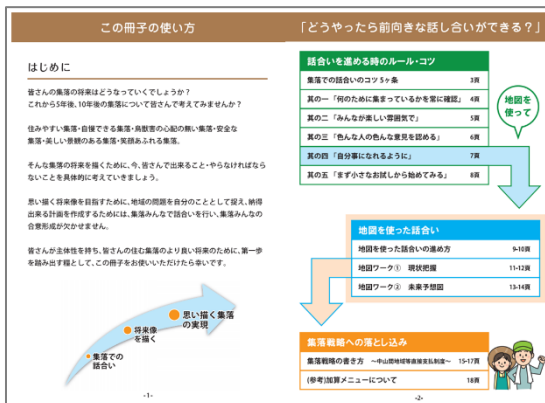
▶農地の将来を考えるためのコーディネート研修会（全6回）

中山間地域等直接支払の集落戦略の作成や人・農地プラン実質化等において、集落での農用地に関する話し合いを行う必要性が高まっており、指導者として市町村担当者の能力向上を図るための「集落での話し合いの進め方講座(3回)」を開催。また、自治体担当者が支援を希望する地域のリーダーに向けての講座(3回)を行った。  
：岡山県農村振興課・各県民局・岡山市・玉野市・浅口市



▶集落での話し合いのマニュアル冊子の作成

上記農地に関する計画策定のコーディネート研修を行う中でこれらの手法を共有するため、農業委員・推進委員を対象に、話し合いや見える化の手法を「集落の話し合いの手引き 農地の将来を考える ver.」として策定した。  
：岡山県農村振興課(監修)



▶「令和2年度小規模多機能自治推進ネットワーク会議 中国ブロック会議」

主に中国地方の小規模多機能自治ネットワークメンバーを対象に現状共有や全国の事例共有を行うため実施  
：瀬戸内市企画振興課・小規模多機能自治ネットワーク会議



▶地域自治組織を支援する人のための連続講座

地域自治組織に関わる支援者のための連続講座（ムララボ第5回）において、地域カルテの活かし方と住民アンケート調査についての勉強会の講師を行った。  
：ムララボ実行委員会（兵庫県加古川市）



▶井原市地域担当職員研修会

地域担当職員を対象に「笠岡市地域担当職員研修会」において地域に出向く時の課題、担当職員として必要な知識やスキルについての講座  
：笠岡市



## [事業内容]人材育成支援

日本遺産「桃太郎伝説の生まれたまち おかやま」を活用した地域主体のおもてなしプログラムの仕組み構築支援や生活支援を支える地域の生活支援サポーター支援等を行った。

[実施日時]令和2年4月1日～令和3年3月31日

[実施場所]岡山市・総社市・倉敷市・赤磐市・浅口市

[従事者の人数]8人

[支出額]3,744(千円)

[受益対象者の範囲及び人数]720人

### ▶日本遺産「桃太郎の生まれたまち おかやま」の構成文化財を活用した地域主体のおもてなし業務

「桃太郎伝説を楽しむプログラム」を創出する個人や事業所の発掘や育成を支援。また運営をプロデュースすることにより事業全体をサポートした。

地域主体のおもてなし体験プログラム実施数は30、プログラムへの一般参加者522人以上

：日本遺産「桃太郎の生まれたまち おかやま」推進協議会

#### 桃太郎伝説を楽しむプログラムブック A5・28頁・カラー・10,000部



#### 体験プログラム実施報告会 オンライン開催



### ▶生活支援コーディネーター及びサポーター支援

「介護予防・日常生活支援総合事業」における地域の担い手活動を推進するため「みんなで支え合い生活支援サポーター養成講座」の講師を行った。

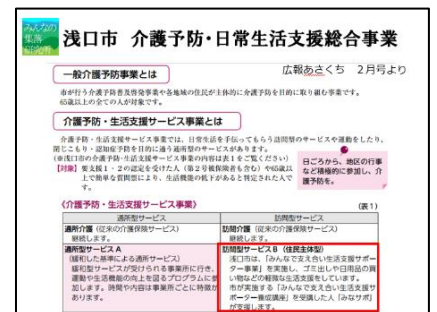
日時：令和2年10月28日 参加者：20人

：浅口市（浅口市SC）

### ▶総社市民生委員児童委員協議会東部ブロック研修会の講師

民生委員・児童委員及び主任児童委員を対象に「地域・集落における人口減少等の課題解決に向けた取組み」について講師を行った。

：総社市社会福祉協議会・総社市





## [事業内容]講師派遣・委員

上記以外の講演、委員の派遣を行った。

[実施日時]令和2年4月1日～令和3年3月31日

[実施場所]岡山県全域、全国

[従事者の人数]3人 [支出額]378(千円) [受益対象者の範囲及び人数] 80人

### ▶知事と一緒に生き活きトーク参加：城西作州民芸館

「地区防災計画を広げよう！」をテーマに県内に広めていくためのアイデアや必要な取り組みなどについて、意見交換に加わった。



### ▶集落支援のあり方に関するアドバイス

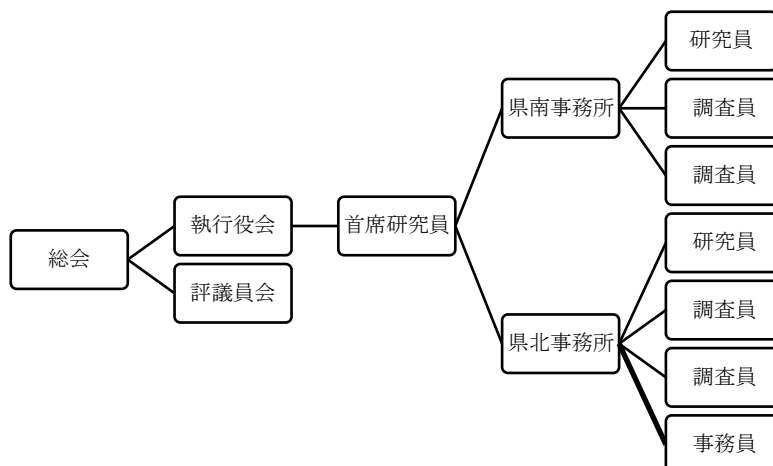
集落支援の在り方に関して、地域の現状や中山間地域の集落機能、中山間地域づくりのステークホルダーの役割などを紹介  
：NPO 法人市民プロデュース（山口県）

### ▶各種委員会の派遣（全て阿部首席研究員）

- －新見市建築審査会
- －美作国創生公募提案事業 審査委員
- －久米南町まちづくり支援事業助成金審査会
- －岡山市公の施設の指定管理候補者選定委員会臨時委員
- －新見市都市計画審議会委員
- －井原市がんばる地域応援補助金  
及び協働のまちづくり事業補助金及び地域活性化イベント補助金審査委員
- －倉敷市市民企画提案事業審議会委員
- －井原市地方創生交付金評価委員会委員
- －井原市空き家対策推進協議会委員
- －「元氣いばら創生戦略会議」委員
- －美咲町みらいデザイン検討委員会
- －新見市立地適正化計画策定協議会委員
- －美咲町振興計画審議会
- －旭みらいデザイン検討委員会委員
- －美咲町行財政改革審議会委員
- －美咲町地域まちづくり会議委員
- －美咲町提案型まちづくり事業選定委員

## 運営に関する事項

### 組織図



(1) 総会／通常総会（全1回）※正会員総数 25 名(令和2年6月1日現在)

場所：当団体会議室（岡山市北区表町1丁目4-64 上之町ビル3階）

開催日	出席	決議事項
2020（令和2）年 6月14日（日）	出席 20 名 ・本人出席 14 名 ・委任状 6 名 ・欠席 5 名	令和元年度(第7期)事業報告および活動決算について 令和2年度(第8期)事業計画および活動予算について 定款の一部変更について

(2) 成果報告会

場所：ZOOMによるオンライン開催

開催日	参加者	報告事項
2020（令和2）年 6月14日(日)  14:30～16:45	報告会 33 名	開 会 14:30～ 第1部 高校生地域コーディネーターの現状と展望 第2部 小さな拠点の形成にかかる地域主体と体制の構築 第3部 中間支援者の学びあい・研修 第4部 コロナ状況下における取組

(3) 評議員会

コロナ状況下において開催できなかったため、個別の説明及び情報共有となった。  
今後評議員会の運営方法の改善を図る。

(4) 執行役員会 (全 10 回) ※執行役員総数 7 名

開催場所：当法人事務所（岡山市北区表町 1 丁目 4-64 上之町ビル 3 階） オンライン

回	開催日・出席数	決議事項
1	2020(令和 2)年 4 月 15 (水) ・出席 6 名・欠席 1 名	①新型コロナウイルスの影響によるスタッフの在宅勤務化 ②第 8 期の事業計画 ③第 7 期事業の決算 ④総会の開催日時及び方法
2	2020(令和 2)年 5 月 12 日(火) ・出席 6 名・欠席 1 名	①第 8 期事業の体制 ②第 8 期の事業計画 ③総会等の開催方法 ④第 7 期事業の決算
3	2020(令和 2)年 6 月 8 日(月) ・出席 6 名 欠席 1 名	①総会の内容及び進め方について ②第 8 期の事業計画について ③定款の一部変更について
4	2020(令和 2)年 8 月 17 日(水) ・出席 5 名 欠席 2 名	①第 8 期の事業とその人員体制及び人事採用 ②第 9 期の事業方針
5	2020(令和 2)年 9 月 18 日(月) ・出席 7 名 欠席 0 名	①次年度（第 9 期）の事業方針とそれに向けた調整
6	2020(令和 2)年 10 月 16 日(金) ・出席 7 名 欠席 0 名	①次年度（第 9 期）の事業方針とそれに向けた調整 ②後期及び次年度の職員配置について
7	2020(令和 2)年 12 月 21 日(月) ・出席 6 名 欠席 1 名	①今年度（第 8 期）の事業進捗と賞与について ②次年度の事業提案について
8	2021(令和 3)年 3 月 17 日(水) ・出席 5 名 欠席 2 名	①次年度（第 9 期）の事業計画／②次年度の職員体制 ③役員改選 ④県北事務所移転 ⑤総会の進め方とそれまでの日程について
9	2021(令和 3)年 4 月 19 日(水) ・出席 7 名 欠席 0 名	①第 8 期の決算 ②第 9 期の事業計画とその体制及び人事採用 ③役員改選 ④総会の進め方とそれまでの日程
10	2021(令和 3)年 5 月 28 日(金) ・出席 7 名 欠席 0 名	①第 8 期の事業及び決算 ②第 9 期の事業計画とその体制及び人事採用 ③役員改選 ④評議員についての定款変更 ⑤総会の進め方とそれまでの日程



(5) 全国・他地域での研修や行事への参加など

行事名	開催日	場所	出席者
第1回「コロナ禍における小規模多機能自治を考える連続オンライン勉強会」	7月27日(月)	オンライン	三村・小野・永田・西尾
第2回「コロナ禍における小規模多機能自治を考える連続オンライン勉強会」	7月30日(木)	オンライン	三村・小野・中野・永田・西尾
第3回「コロナ禍における小規模多機能自治を考える連続オンライン勉強会」	8月6日(木)	オンライン	小野・中野・永田・西尾
第4回「地域運営組織の役員・事務局員と行政の地域担当職員は、今後、それぞれ何にどう取り組みまねばならないか -今後の人材育成の進め方」	8月11日(火)	オンライン	三村・小野・中野・永田
トヨタ財団キックオフ研修会	11月10日(火)	オンライン	三村・永田・西尾
NPOが助成金をもっと上手く活用するためのセミナー～助成金活用団体に聞く、助成金の良いところ・難しいところと今後につなげる活用方法、分かりやすい事業評価～	12月7日(月)	オンライン	西尾

(6) 管理するウェブサイトなど

下記のウェブサイトを経営し情報発信を行った。

ウェブサイト名	URL
NPO 法人みんなの集落研究所	<a href="http://www.npominken.jp/">http://www.npominken.jp/</a>
Canpan ブログ みんなの集落研究所 ※平成30年10月より新規HPへブログ機能を統合	<a href="http://blog.canpan.info/minken/">http://blog.canpan.info/minken/</a>
Facebook みんなの集落研究所	<a href="https://www.facebook.com/npominken">https://www.facebook.com/npominken</a>
Twitter みんなの集落研究所	<a href="https://twitter.com/npominken">https://twitter.com/npominken</a>

## 2) 活動計算書 (案)

法人名：特定非営利活動法人みんなの集落研究所

### 2020年度 第8期活動計算書

2020年 4月 1日 ~ 2021年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	金 額		
<b>I 経常収益</b>			
<b>1. 受取会費</b>			
正会員受取会費	145,000		
一般会員受取会費	42,000	187,000	
<b>2. 受取寄付金</b>			
受取寄付金	10,000	10,000	
<b>3. 受取助成金等</b>			
受取補助金	100,000		
受取助成金等	153,263	253,263	
<b>4. 事業収益</b>			
事業 収益	3,315,286		
参加費収益	143,000		
委託金収益	39,906,010	43,364,296	
<b>5. その他収益</b>			
受取 利息	56		
雑 収 益	121,770	121,826	
<b>経常収益計</b>			43,936,385
<b>II 経常費用</b>			
<b>1. 事業費</b>			
<b>(1) 人件費</b>			
給料手当	18,250,329		
役員報酬	2,200,000		
賞与手当	5,080,225		
法定福利費	2,966,023		
通勤手当	16,800		
<b>人件費計</b>	<b>28,513,377</b>		
<b>(2) その他経費</b>			
業務委託費	1,726,550		
諸 謝 金	90,568		
印刷製本費	586,271		
会 議 費	18,810		
消耗 品費	553,108		
新聞図書費	3,772		
通 信 費	198,332		
旅費交通費	1,200,446		
車 両 費	0		
賃 借 料	13,530		
リース 料	222,912		
水道光熱費	420,000		
保 險 料	7,105		
修 繕 費	0		
研 修 費	0		
諸 会 費	0		
減価償却費	154,917		
租 税 公 課	21,600		
支払手数料	12,740		
雑 費	0		
<b>その他経費計</b>	<b>5,230,661</b>		
<b>事業費計</b>		33,744,038	

<b>2. 管理費</b>			
<b>(1) 人件費</b>			
役員報酬	200,000		
給料手当	2,364,927		
通勤手当	320,299		
法定福利費	702,500		
福利厚生費	137,160		
<b>人件費計</b>	<b>3,724,886</b>		
<b>(2) その他経費</b>			
印刷製本費	16,430		
諸謝金	132,000		
業務委託費	653,400		
会議費	0		
旅費交通費	39,495		
通信費	436,528		
消耗品費	409,866		
修繕費	0		
水道光熱費	244,333		
地代家賃	1,605,898		
貸借料	8,484		
新聞図書費	0		
諸会費	23,798		
慶弔費	14,751		
リース料	125,391		
使用料	28,652		
租税公課	3,750		
消費税	1,976,500		
支払手数料	24,084		
支払寄付金	50,000		
雑費	14,580		
<b>その他経費計</b>	<b>5,807,940</b>		
<b>管理費計</b>		<b>9,532,826</b>	
<b>経常費用計</b>			<b>43,276,864</b>
<b>当期経常増減額</b>			<b>659,521</b>
<b>III 経常外収益</b>			
1. 固定資産売却益	0		
2. 過年度損益修正益	0		
<b>経常外収益計</b>		<b>0</b>	
<b>IV 経常外費用</b>			
1. 固定資産除却損	0		
2. 過年度損益修正損	0		
<b>経常外費用計</b>		<b>0</b>	
<b>税引前当期正味財産増減額</b>			<b>659,521</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>			<b>364,400</b>
<b>当期正味財産増減額</b>			<b>295,121</b>
<b>前期繰越正味財産額</b>			<b>7,432,243</b>
<b>次期繰越正味財産額</b>			<b>7,727,364</b>



### 3) 貸借対照表 (案)

## 2020 (令和2) 年度 第8期 貸借対照表 (案)

### 貸借対照表

特定非営利活動法人みんなの集落研究所  
全事業所

[税込] (単位:円)  
令和3年 3月31日 現在

		《資産の部》	
<b>【流動資産】</b>			
(現金・預金)			
現金	146,357		
普通預金	12,145,815		
現金・預金計	<u>12,292,172</u>		
(売上債権)			
未収金	6,640,969		
売上債権計	<u>6,640,969</u>		
(その他流動資産)			
預け金	23,210		
その他流動資産計	<u>23,210</u>		
流動資産合計			18,956,351
<b>【固定資産】</b>			
(有形固定資産)			
什器備品	154,916		
有形固定資産計	<u>154,916</u>		
固定資産合計			<u>154,916</u>
資産合計			<u><u>19,111,267</u></u>
		《負債の部》	
<b>【流動負債】</b>			
未払金	8,803,177		
前受金	841,237		
預り金	455,289		
未払法人税等	364,400		
未払消費税	919,800		
流動負債合計		<u>11,383,903</u>	
負債合計			11,383,903
		《正味財産の部》	
前期繰越正味財産		7,432,243	
当期正味財産増減額		295,121	
正味財産合計		<u>7,727,364</u>	
負債及び正味財産合計			<u><u>19,111,267</u></u>

#### 4) 財務諸表の注記 (案)

### 2020 (令和2) 年度 第8期 財務諸表の注記 (案)

#### 1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1) 固定資産の減価償却の方法 有形固定資産は、定額表で償却をしています。

(2) 消費税等の会計処理 消費税は税込経理によっています。

#### 2. 事業別損益の状況

事業別損益の状況は以下の通りです。

(単位：円)

科 目	個人・家族の課題解決	集落・組織の課題解決	地域を支える人材	事業部門計	管理部門	合計
<b>I 経常収益</b>						
1. 受取会費	0	0	0	0	187,000	187,000
2. 受取寄付金	10,000	0	0	10,000	0	10,000
3. 受取助成金等	148,763	0	0	148,763	104,500	253,263
4. 事業収益	4,458,379	30,321,670	8,564,247	43,344,296	20,000	43,364,296
5. その他収益	0	88,770	0	88,770	33,056	121,826
<b>経常収益計</b>	<b>4,617,142</b>	<b>30,410,440</b>	<b>8,564,247</b>	<b>43,591,829</b>	<b>344,556</b>	<b>43,936,385</b>
<b>II 経常費用</b>						
(1) 人件費						
給料手当	1,321,453	14,307,242	2,621,634	18,250,329	2,364,927	20,615,256
役員報酬	1,250,000	750,000	200,000	2,200,000	200,000	2,400,000
賞与手当	400,400	3,886,075	793,750	5,080,225	0	5,080,225
法定福利費	154,396	2,490,811	320,816	2,966,023	702,500	3,668,523
福利厚生費	0	0	0	0	137,160	137,160
通勤手当	0	16,800	0	16,800	320,299	337,099
<b>人件費計</b>	<b>3,126,249</b>	<b>21,450,928</b>	<b>3,936,200</b>	<b>28,513,377</b>	<b>3,724,886</b>	<b>32,238,263</b>
(2) その他経費						
業務委託費	242,000	0	1,484,550	1,726,550	653,400	2,379,950
諸謝金	0	90,568	0	90,568	132,000	222,568
印刷製本費	6,820	33,761	545,690	586,271	16,430	602,701
会議費	0	18,810	0	18,810	0	18,810
消耗品費	223,474	295,405	34,229	553,108	409,866	962,974
新聞図書費	0	0	3,772	3,772	0	3,772
通信費	6,994	126,540	64,798	198,332	436,528	634,860
旅費交通費	59,122	1,010,349	130,975	1,200,446	39,495	1,239,941
賃借料	5,500	3,410	4,620	13,530	8,484	22,014
リース料	0	222,912	0	222,912	125,391	348,303
水道光熱費	0	420,000	0	420,000	244,333	664,333
地代家賃	0	0	0	0	1,605,898	1,605,898
保険料	0	1,000	6,105	7,105	0	7,105
諸会費	0	0	0	0	23,798	23,798
慶弔費	0	0	0	0	14,751	14,751
使用料	0	0	0	0	28,652	28,652
減価償却費	0	154,917	0	154,917	0	154,917
租税公課	0	18,600	3,000	21,600	3,750	25,350
消費税	0	0	0	0	1,976,500	1,976,500
支払手数料	1,430	4,180	7,130	12,740	24,084	36,824
支払寄付金	0	0	0	0	50,000	50,000
雑費	0	0	0	0	14,580	14,580
<b>その他経費計</b>	<b>545,340</b>	<b>2,400,452</b>	<b>2,284,869</b>	<b>5,230,661</b>	<b>5,807,940</b>	<b>11,038,601</b>
<b>事業費計</b>	<b>3,671,589</b>	<b>23,851,380</b>	<b>6,221,069</b>	<b>33,744,038</b>	<b>9,532,826</b>	<b>43,276,864</b>
<b>当期経常増減額</b>	<b>945,553</b>	<b>6,559,060</b>	<b>2,343,178</b>	<b>9,847,791</b>	<b>△ 9,188,270</b>	<b>659,521</b>

### 3.使途が制約された寄附金等の内訳

(単位:円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額
トヨタ財団					
ポストコロナ時代の地域内外 連携&移動販売5.0実現に向 けた実態調査	0	990,000	841,237	148,763	助成総額は990,000円です。活動計算 書に計上した額148,763円及び期末残 高148,763円との差額は841,237円は前 受金として貸借対照表に負債計上して います。
合計	0	990,000	841,237	148,763	

### 4.固定資産の増減内訳

(単位:円)

科目	期首取引価格額	取得	減少	期末取得価格	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
什器備品	309,833	0	0	309,833	△ 154,917	154,916
合計	309,833	0	0	309,833	△ 154,917	154,916

### 5.役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

(単位:円)

科目	財務諸表に計上された金額	内役員及び近親者との取引
地代家賃	1,605,898	955,898
リース料	348,303	125,391
通信費	634,860	77,007
消耗品費	962,974	89,595
業務委託費	2,379,950	653,400
	<b>5,931,985</b>	<b>1,901,291</b>



## 5) 財産目録 (案)

### 2020 (令和2) 年度 第8期 財産目録 (案)

2020年度・第8期 財産目録  
2021年3月31日現在

特定非営利活動法人 みんなの集落研究所

科目	金額(単位:円)		
<b>I. 資産の部</b>			
1. 流動資産			
(現金及び預金)			
現金	146,357		
普通預金			
中国銀行本店営業部	11,155,812		
中国労働金庫岡山支店	990,003		
(その他流動資産)			
未収入金			
事業収益	12,550		
受託事業収益	6,628,419		
預け金			
津山一番街	23,210		
流動資産 合計		18,956,351	
2. 固定資産			
(有形固定資産)			
什器備品			
ノートパソコン	154,916		
固定資産 合計		154,916	
資産の部 合計			19,111,267
<b>II. 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金			
職員の3月分給与手当 等	4,871,756		
上記の社会保険、厚生年金、等	1,345,527		
消耗品費	112,698		
業務委託費	1,427,698		
通信費	81,661		
印刷製本費	361,900		
水道光熱費	3,782		
地代家賃	465,133		
支払手数料	2,500		
複合機リース料 他	130,522		
前受金			
受取助成金	841,237		
預り金			
所得税	283,371		
住民税	102,400		
雇用保険	69,518		
未払法人税等	354,400		
未払消費税	919,800		
流動負債 合計		11,373,903	
2. 固定負債			
固定負債 計		0	
負債の部 合計			11,373,903
<b>III. 正味財産の部</b>			
1. 正味財産			
正味財産	7,727,364		
(うち当期正味財産増減額)	295,121		
正味財産の部 合計			7,727,364

### 3. 定款の一部変更について（議案第3号）

#### 変更する条文(案)

新	旧
<p>(種別及び定数)</p> <p>第13条 この法人に次の役員を置く。</p> <p>(1) 執行役 3人以上10人以内</p> <p>(2) 監事 1人以上2人以内</p> <p>2 執行役のうち、1人を代表執行役とする。</p> <p>3 執行役のうち、1人以上2人以内を副代表執行役とすることができる。</p> <p>4 執行役をもって法上の理事とする。</p>	<p>((種別及び定数)</p> <p>第13条 この法人に次の役員を置く。</p> <p><b>(1) 評議員 1人以上30人以内</b></p> <p>(2) 執行役 3人以上10人以内</p> <p>(3) 監事 1人以上2人以内</p> <p>2 執行役のうち、1人を代表執行役とする。</p> <p>3 執行役のうち、1人以上2人以内を副代表執行役とすることができる。</p> <p>4 執行役をもって法上の理事とする。</p>
<p>(選任等)</p> <p>第14条 執行役、監事は総会において正会員の中から選任する。</p> <p>2 代表執行役及び副代表執行役は、執行役の互選とする。</p> <p>3 執行役、監事について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。</p> <p>4 監事は、執行役、この法人の職員を兼ねることができない。</p>	<p>(選任等)</p> <p>第14条 <b>評議員及び</b>執行役、監事は総会において正会員の中から選任する。</p> <p>2 代表執行役及び副代表執行役は、執行役の互選とする。</p> <p>3 執行役、監事について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。</p> <p>4 監事は、<b>評議員又は</b>執行役、この法人の職員を兼ねることができない。</p>
<p>(職務)</p> <p>第15条 代表執行役は、法人の業務について、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 代表執行役以外の役員は、法人の業務について、この法人を代表しない。</p> <p>3 副代表執行役は、代表執行役を補佐し、代表執行役に事故あるとき又は代表執行役が欠けたときは、代表執行役があらかじめ執行役会の議決を経て定めた順序によりその職務を代行する。</p> <p>4 執行役は、執行役会を構成し、この定款の定め及び執行役会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。</p>	<p>(職務)</p> <p>第15条 代表執行役は、法人の業務について、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 代表執行役以外の役員は、法人の業務について、この法人を代表しない。</p> <p>3 副代表執行役は、代表執行役を補佐し、代表執行役に事故あるとき又は代表執行役が欠けたときは、代表執行役があらかじめ執行役会の議決を経て定めた順序によりその職務を代行する。</p> <p>4 執行役は、執行役会を構成し、この定款の定め及び執行役会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。</p>

<p>5 監事は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 執行役の業務執行の状況を監査すること。</p> <p>(2) この法人の財産の状況を監査すること。</p> <p>(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。</p> <p>(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。</p> <p>(5) 執行役の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、執行役に意見を述べ、若しくは執行役会の招集を請求すること。</p>	<p>5 評議員は、評議員会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、総会の運営及び執行役への助言を行う。</p> <p>6 監事は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 執行役の業務執行の状況を監査すること。</p> <p>(2) この法人の財産の状況を監査すること。</p> <p>(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。</p> <p>(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。</p> <p>(5) <b>評議員及び執行役の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、評議員及び執行役に意見を述べ、若しくは評議員会及び執行役会の招集を請求すること。</b></p>
<p>(評議員)</p> <p>第20条 この法人に、評議員を置く。</p> <p>2 評議員は、評議員会を構成し、当法人の事業をより良くしていくために、この定款の定め及び総会の議決に基づき、組織の運営、事業について執行役への助言を行う</p> <p>3 評議員は、代表執行役が任免する。</p> <p>4 その他、評議員会について必要な事項は執行役会の議決を経て、代表執行役が別に定める。</p> <p>(上記追加 以下1条ずつ繰り上がる)</p>	
<p>削除</p> <p>(以下1条繰り下がる)</p>	<p>(構成)</p> <p>第39条 評議員会は、評議員をもって構成する。</p>
<p>削除</p> <p>(以下1条繰り下がる)</p>	<p>(権能)</p> <p>第40条 評議員会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 事業方針の提案及び事業計画及び活動予算への助言</p> <p>(2) 事業報告及び活動決算の確認</p> <p>(3) 通常総会の議題整理他、総会運営に関する事項</p>

<p>削除</p> <p>(以下1条繰り下がる)</p>	<p>(開催)</p> <p>第41条 評議員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 代表執行役が必要と認めたとき。</p> <p>(2) 評議員総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。</p> <p>(3) 執行役会より招集の請求があったとき。</p> <p>(4) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。</p>
<p>削除</p> <p>(以下1条繰り下がる)</p>	<p>(招集)</p> <p>第42条 評議員会は、代表執行役が招集する。</p> <p>2 代表執行役は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に評議員会を招集しなければならない。</p> <p>3 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電磁的方法、FAXのいずれかをもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。</p>
<p>削除</p> <p>(以下1条繰り下がる)</p>	<p>(議長)</p> <p>第43条 評議員会の議長は、代表執行役がこれに当たる。</p>
<p>削除</p> <p>(以下1条繰り下がる)</p>	<p>(議決)</p> <p>第44条 評議員会における議決事項は、第42条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>2 評議員会の議事は、評議員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>
<p>削除</p>	<p>(表決権等)</p> <p>第45条 各評議員の表決権は、平等なるものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由のため評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法、FAXのいずれかをもって表決することができる。</p> <p>3 前項の規定により表決した評議員は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については評議員会に出席したものとみなす。</p>

<p>(以下1条繰り下がる)</p>	<p>4 評議員会の議決について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。</p>
<p>削除</p> <p>(以下1条繰り下がる)</p>	<p>(議事録)</p> <p>第46条 評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 評議員総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法、FAX のいずれかによる表決者にあつては、その旨を付記する。）</p> <p>(3) 審議事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及び議決の結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。</p>
<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表執行役が作成し、執行役会の議決を経なければならない。</p> <p>2 代表執行役は必要に応じ事業計画及びこれに伴う活動予算に対し評議員会の助言を得ることができる。</p>	<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第52条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表執行役が作成し、評議員会の助言を得て、執行役会の議決を経なければならない。</p>
<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表執行役が作成し、監事の監査を受け、執行役会の議決を経なければならない。</p> <p>2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。</p>	<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第56条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表執行役が作成し、監事の監査を受け、評議員会の確認後、執行役会の議決を経なければならない。</p> <p>2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。</p>



#### 4. 役員の改選について（議案第4号）

9期 2021(令和3)年～10期 2022(令和4)年役員名簿（案）

役名	フリガナ 氏名	新任/再任	報酬の有無
執行役	イシハラ タツヤ 石原 達也	再任	有
執行役	アベ ノリコ 阿部 典子	再任	無
執行役	ウメタニ マサシ 梅谷 真慈	再任	無
執行役	オキムラ マイコ 沖村 舞子	再任	無
執行役	フジイ ヒロヤ 藤井 裕也	再任	無
執行役	ミズカキ ダイチ 水柿 大地	再任	無
執行役	タカヤマ カズナリ 高山 和成	新任	無
執行役	ヒオキ ミユキ 日置 幸	新任	無
監事	シミズ ジュンコ 清水 潤子	新任	無
監事	コバシ ヒサユキ 小橋 仙敬	再任	無
評議員	イソウチ チカコ 磯打 千雅子	再任	無
評議員	イナダ フミオ 稲田 文夫	再任	無
評議員	オカダ アキフミ 岡田 章文	再任	無
評議員	コクマイ アキラ 國米 彰	再任	無
評議員	ナカソ マユミ 中曾 まゆみ	再任	無
評議員	ナルモト コウジ 鳴本 浩二	再任	無
評議員	ニシグチ カズオ 西口 和雄	再任	無
評議員	ヒサツネ ヒロエ 久常 宏栄	再任	無
評議員	ムロ タカユキ 室 貴由輝	再任	無